

議案第 48 号

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例案

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例
第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(給与からの控除)

第 5 条の 2 法第 25 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げるものは、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に給与の支払をする際、その給与から控除することができる。

(1) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に基づく群馬県市町村職員共済組合が行う貯金の積立金及び貸付けに係る償還金

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 48 号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

地方公務員等共済組合法の改正により、被用者保険の適用対象である会計年度任用職員が地方公務員共済組合に加入することに伴い、所要の改正を行うものです。